

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第63回）

程度を示す文言の明確性判断
～「最良」及び「最適」の文言の明確性判断～

AKAMAI TECHNOLOGIES, INC.,

Plaintiff-Appellee

v.

MEDIAPOINTE, INC., AMHC, INC.,

Defendants-Appellants

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

米国特許法第112条 (b) は「明細書は、発明者又は共同発明者が発明とみなす主題を特定し、明白にクレームする 1 又は 2 以上のクレームで終わらなければならない」と明確性について規定している。

本事件ではクレーム中の程度を表す「最良」及び「最適」の文言の明確性が争点となった。

CAFCは、「最適」または「最良」の文言を解釈するために必要な客観的な境界 (Objective Boundaries) がクレーム及び明細書には記載されていないとして同じく不明確と判断した地方裁判所の判決を支持した。

2. 背景

(1) 特許の内容

MediaPoint社は「インテリジェント配信ネットワークを利用したデータパケット配信システムおよび方法」と称する米国特許第8,559,426号及びその継続出願である第9,426,195号を所有している。両特許とも、ストリーミングメディアコンテンツをインターネット経由で地理的に分散したユーザに配信するためのシステムおよび方法を記載し、クレームに記載している。